

個人住民税（市町村民税・県民税）特別徴収の手引き

個人住民税の特別徴収とは

個人住民税（市町村民税・県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者（特別徴収義務者）が、従業員である給与所得者（納税義務者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただく制度です。

※個人住民税額は、あらかじめ市町村が計算しておりますので、事業所が計算する必要はありません。所得税（国税）のように、年末調整をする手間もありません。

特別徴収の根拠法令等

地方税法第321条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収しなければならない義務があります。

特別徴収義務者の指定について

●対象となる事業所（特別徴収義務者）

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業所）は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税の特別徴収義務者に指定されます。

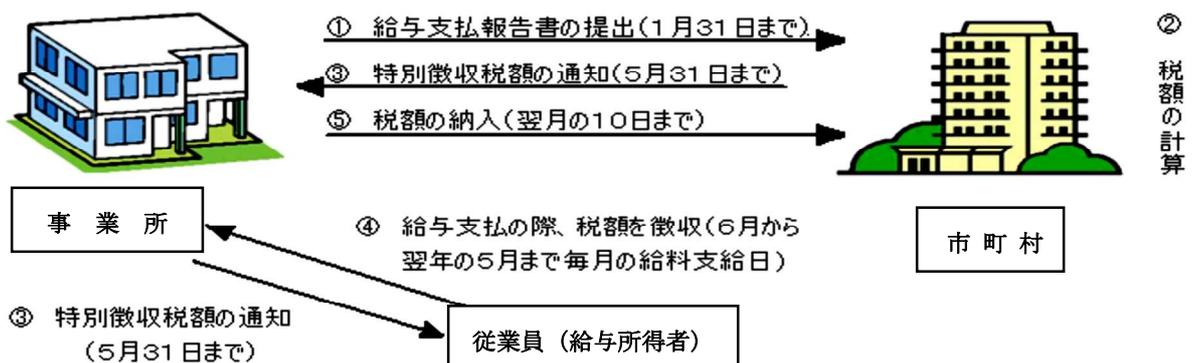
●ただし、以下に該当する場合で、特別徴収の方法によることが困難であると認められる従業員の方については、「個人住民税の普通徴収への切替書」を提出いただくことにより、普通徴収（※）とすることができます。

※普通徴収・・・納税義務者本人が市町村から送付される納税通知書によって納める方法。

- a. 総受給者数が2人以下
- b. 他の事業所で特別徴収されている
- c. 給与から税額が引ききれない
- d. 給与支払日が不定期
- e. 事業専従者
- f. 退職予定者
- g. 退職者（平成24年12月31日までに退職済みの従業員）

原則として、上記以外の理由では、普通徴収は認められませんのでご注意ください。

特別徴収のしくみ



特別徴収事務処理の流れ

① 給与支払報告書の提出（1月31日まで）

○税務担当課窓口へ給与支払報告書を提出する場合

(1)前年中の給与支払の実績に基づいて、個人別の「給与支払報告書」を正副2部作成し、以下の区分毎に仕分けする。

①特別徴収（給与天引き）する人

②普通徴収とする人（※一定の場合にしか認められません。前ページ参照。）

(2)「給与支払報告書」を上記①②の順に並べ、以下のとおり仕切る。

・表紙に「給与支払報告書総括表」を添付する。

・①と②の区分の間を「個人住民税の普通徴収への切替書」で仕切る。

※切替書の後に添付する給与支払報告書は、切替書に記された理由の順に並べてください。

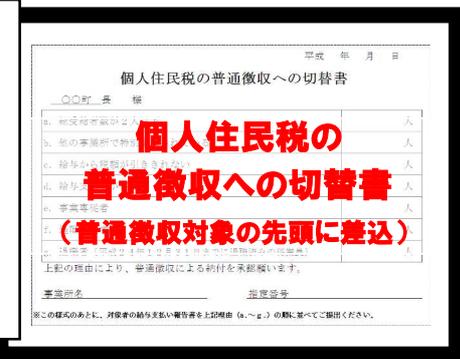
※) 普通徴収の理由に該当しない場合は、原則：特別徴収となります。

※) 普通徴収の理由に該当する場合は様式の「個人住民税の普通徴収への切替書」を作成してください。



給与支払報告書(総括表)のイメージ。表紙には「給与支払報告書(総括表)」と赤字で記載されている。表には給与支払の概要、特別徴収対象者のリスト、普通徴収対象者のリストなどが記載されている。

①特別徴収者の給与報告書



個人住民税の普通徴収への切替書のイメージ。表紙には「個人住民税の普通徴収への切替書」と赤字で記載されている。表には切替理由が記載されている。

②普通徴収者の給与報告書

○eL-TAXで提出する場合

普通徴収とする人があるときは、普通徴収対象者欄に入力した上で、摘要欄に切替の理由（a. ～g. の記号でも可）を記入してください。なお、乙欄及び退職の場合は給与支払報告書の所定の欄に必要事項が入力されていれば、摘要欄への切替理由の記入は不要です。

○磁気ディスクで提出する場合

- (1) 普通徴収とする人があるときは、摘要欄に切替の理由（a. ～ g. の記号でも可）を記入してください。なお、乙欄及び退職の場合は給与支払報告書の所定の欄に必要事項が入力されていれば、摘要欄への切替理由の記入は不要です。
- (2) 「個人住民税の普通徴収への切替書」の書面での提出も必要となりますので、必要事項を記入し、税務課へ御提出ください。

②税額の計算

- 提出いただいた「給与支払報告書」の内容（別途、従業員の方が確定申告された場合はその内容）をもとに、市町村で税額を計算する。

③特別徴収税額の通知（5月31日まで）

- 市町村から以下の書類を送付。

- ①特別徴収義務者指定通知書
- ②特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）～事業所用の納入額の通知書（P7）
- ③特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）～従業員用の税額の明細書（P8）
※③の書類は各従業員へ配布。
- ④その他、納入書・異動届等の書類（P9～12）

④税額の徴収・納入（6月～翌年5月）

- 特別徴収の対象となる従業員の方に支払う6月～翌年5月までの給与から、毎月決定した税額（月額）を天引きし、支払日の翌月10日までに納入。

平成25年度 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収）

123-4567
〇〇県〇〇町〇〇-〇〇
株式会社 〇〇〇〇 様

月	人数	納付額	人数	納付額
6月分	12	78,800	10	55,900
7月分	10	55,900	10	55,900
8月分	10	55,900	10	55,900
9月分	10	55,900	10	55,900
10月分	10	55,900	10	55,900
11月分	10	55,900	10	55,900

特別徴収税額 693,700 課税人員 12 非課税人員 3

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
12345678	1	123456	123456	128,200	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600
〇〇県〇〇町〇〇-〇〇		〇〇 〇〇									
12345678	2	123456	123456	122,500	10,300	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200
〇〇県〇〇町〇〇-〇〇		〇〇 〇〇									

事業所が納入する毎月の税額（従業員の方全員の合計額）が記載されています。この金額を納付していただきます。

従業員別の内訳が記載されています。この金額を給料から天引きしていただきます。

⑤異動があった場合の届出

- 対象となる従業員の方に異動（退職、転勤、転職、休職、死亡等）があった場合には、翌月10日までに「給与所得者異動届」（就職等により新たに特別徴収の対象となられる人は、「特別徴収依頼届出書）」を税務課へ提出。
- 退職などによって、給与から天引きでなくなる残りの月割額は、従業員の方が納税通知書で納める（これを「普通徴収」といいます。）か、又は退職などの月の給与等から一括して徴収し、給与支払者を通じて納める（これを「一括徴収」といいます。）かのいずれかの方法によることとなります。
- 12月までに退職又は休職等により給与の支払いを受けなくなった従業員の方については、本人が希望した場合に（希望しない場合は普通徴収）、一括徴収しなければなりません。
- 1月1日以降に退職又は休職等により給与の支払いを受けなくなった従業員の方については、本人の申し出に基づくことなく、最後の給与又は退職金等により残りの税額を一括徴収しなければなりません。

※事業所名義の納付書で納期限までに納付いただけない場合は、事業所に督促状、催告書等が発送され、滞納処分の対象となりますので、ご注意ください。

「提出用書類等の見本」と「特別徴収のQ&A」を掲載しておりますので、ご覧ください。

給与支払報告書の提出時に必要な書類（1月31日まで）

①給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（総括表）		1月31日までに提出してください。	
〇〇町長 様 平成 年 月 日 提出		特別徴収指定番号	* 〇〇町使用欄
(フリガナ) 給与支払者の 名称又は氏名	印	給与支払 方法・期日	毎月 日
(フリガナ) 所得税の源泉徴収をして いる事務所又は事務所の 名称		事業種目	
(フリガナ) 同上の所在地		提出先 市町村数	
給与支払者が法人 である場合の代表 者の氏名	印	受給者 総数	名
連絡者の氏名所 属課・係名及び 電話番号	氏名 電話	報告書人員(個人別明細書)	
特別徴収税額の払込みを 希望する金融機関	名称 所在地	徴収方法	特徴・普通
前職分の給与	課 係	特別徴収 (給与天引き)	名
		普通徴収 (個人納付)	名
		計	名
		所轄税務署	税務署
		年末調整の際に前職分を含んでいますか？ はい・いいえ (「はい」の場合、個人別明細書の摘要欄に前職分の給与額をご記入ください。)	

※様式については、税務署へ提出する標準様式を掲載しておりますが、自治体により様式が
違う場合があります。

②給与支払報告書（個人別明細書）

25		※ 種 別		※ 整 理 番 号			
支 払 を 受 け る 者	※ 区 分	氏 名 (フリガナ) (役職名)		受給者番号			
住 所							
種 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額			
給 与	円	円	円	円			
控除対象配偶者 の有無等	配 偶 者 特 別 控 除 の 額	控除対象扶養親族の額 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額
有 無	円	特 定 老 人 其 他	特 別 其 他	円	円	円	
従 有 従 無	円	円	円	円	円	円	
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額	円	国民年金保険料等の金額	円	介護医療保険料の金額	円		
		配偶者の合計所得	円	新個人年金保険料の金額	円		
		新生命保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円		
		旧生命保険料の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円		
扶養 親族 未 就 学 者	本 国 人	乙 種 障 害 者	本 人 が 障 害 者 特 別 控 除 の 額	寡 婦 特 別 控 除	寡 夫	勤 労 学 生	
				中途就・退職	受給者生年月日		
				就職 退職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日		
支 払 者	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は名称			(電話)			

③「個人住民税の普通徴収への切替書」

平成 年 月 日

個人住民税の普通徴収への切替書

〇〇町 長 様

a. 総受給者数が2人以下	人
b. 他の事業所で特別徴収されている	人
c. 給与から税額が引ききれない	人
d. 給与支払日が不定期	人
e. 事業専従者	人
f. 退職予定者	人
g. 退職者〔平成24年12月31日までに退職済みの従業員〕	人

上記の理由により、普通徴収による納付を承認願います。

事業所名 _____

指定番号 _____

※この様式のあとに、対象者の給与支払い報告書を上記理由（a.～g.）の順に並べてご提出ください。

- 普通徴収切替えの理由がある場合には、この様式により普通徴収に切替えることができます。あらかじめ対象者の給与支払報告書と同時に提出してください。
- 該当する項目に対象人員を記入してください。
- この切替書及び異動届以外での“普通徴収希望”は原則認められません。
- 乙欄及び退職の場合は給与支払報告書の所定の欄にも記入してください。
- 切替書の提出がない場合、特別徴収の取り扱いとなりますので、ご了承ください。

特別徴収義務者に指定した際にお送りする書類等（5月）

① 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

給与から差し引く毎月の金額が記載された書類です。納付額に異動があった場合は、その都度、変更通知書をお送りします。

平成25年度 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

123-4567
 ○○県○○町○○-○○
 株式会社 ○○○○ 様

特別徴収税額		693,700		課税人員		12	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	12	78,800	6月分	10	55,900	7月分	10
7月分	10	55,900	7月分	10	55,900	8月分	10
8月分	10	55,900	8月分	10	55,900	9月分	10
9月分	10	55,900	9月分	10	55,900	10月分	10
10月分	10	55,900	10月分	10	55,900	11月分	10
11月分	10	55,900	11月分	10	55,900	12月分	10

平成 年 月 日

指定番号	個人番号	市町村コード	123456	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	(摘要)
1	12345678	123456	123456	128,200	11,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								
2	12345678	123456	123456	122,500	10,300	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								
3	12345678	123456	123456	43,800	4,200	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								
4	12345678	123456	123456	56,300	5,700	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								
5	12345678	123456	123456	5,000	5,000	0	0	0	0	0	0	0	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								
6	12345678	123456	123456	71,800	6,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	(摘要)
住所					氏名								
○○県○○町○○-○○					○○ ○○								

特別徴収義務者名 株式会社 ○○○○

事業所が納入する毎月の税額（従業員の方全員の合計額）が記載されています。この金額を納付していただきます。

従業員別の内訳が記載されています。この金額を給料から天引きしていただきます。

③ 納入書

毎月の納付のために、納付書を12枚お送りします。納入税額に変更が生じた場合は、金額を修正して使用します。

給与から天引きした後、翌月の10日までに納入していただきます。(後述する納期の特例の場合を除く。)

退職所得に対する町民税を特別徴収した場合(後述)は、裏面に記入した上で、この納付書で合算して納入していただきます。

県外の場合は、手数料がかかりますので、この納付書は使用せず、こちらからお送りする郵便振替用紙により納入していただきます。

6
表面

〇〇県 〇〇町 個人市町村民税 個人道府県民税 領収証書 (公)		〇〇県 〇〇町 個人市町村民税 個人道府県民税 納入書 (公)		〇〇県 〇〇町 個人市町村民税 個人道府県民税 納入済通知書 (公)			
市区町村コード		口座番号		加入者名			
1 2 3 4 5 6							
指定番号		納入金額(1)		納入金額			
平成 25 年 6 月分 12345678		¥8,888		平成 25 年 6 月分 12345678 ¥8,888			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納入済通知書の納入金額欄に筆記号は記入しないでください。			
納入金額(1)	給与分 一括徴収 分金含む	千 百 十 万 千 百 十 百		納入金額(2)	給与分 一括徴収 分金含む	千 百 十 万 千 百 十 百	
	退職 所得分	6 9 0 0 0			退職 所得分	6 9 0 0 0	
金 延滞金	延滞金			金 延滞金	延滞金		
	督促 手数料				督促 手数料		
納期限 平成25年 7月10日	合計額	6 9 0 0 0		納期限 平成25年 7月10日	合計額	6 9 0 0 0	
	(2)				(2)		
(特別徴収義務者) 住所 〒123-4567 又は 〇〇県〇〇町〇〇-〇〇 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇 様		(特別徴収義務者) 住所 〒123-4567 又は 〇〇県〇〇町〇〇-〇〇 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇		(特別徴収義務者) 住所 〒123-4567 又は 〇〇県〇〇町〇〇-〇〇 所在地 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇			
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(取りまとも加入者) (役場保管)			

納入金額欄(1): 当初の納入額を印字してお送りします。納入額に変更があった場合は、印字済みの税額を見え消しし、変更後の税額を、納入金額欄(2)に記入します。

納入金額欄(2): 納入額に変更があった場合、ボールペンで記入します。

③ 特別徴収異動届出書

異動があった場合の連絡のために、税務担当課へ提出していただく書類です。

納入額が変更になる場合、届出書を提出した翌月に変更決定通知書をお送りします。

町民税 給与支払報告 県民税 特別徴収		にかかるとる給与所得者異動届出書		指定番号 12345678	
		〇〇町長様 平成25年 7月10日	給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	株式会社 〇〇〇〇
		所在地 (住所)	〇〇県〇〇町〇〇-〇〇	氏名	〇〇〇〇
				電話	0123-45-6789

給与所得者	住所	年税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの支払額
フリガナ 〇〇〇〇 〇〇〇〇	[1月1日現在] 〇〇県〇〇町〇〇-〇〇	117,600 円	6月分から 6月分まで	7月分から 5月分まで	平成25年 6月30日	①退職 ②転勤 ③休職 ④死亡 5()	[給与支払額] 1,345,640 円 [控除対象所得] 90,650 円
氏名 〇〇〇〇 [旧姓]	[風刺窓]		9,800 円	107,800 円			
異動後の未徴収税額の徴収方法	1 一括徴収 一括徴収税額 〇〇〇〇 円は、 〇〇 月分で 〇 月 〇 日納入します。	2 特別徴収継続 新しい特別徴収義務 者の名称及び所在地	新しい特別徴収義務者には月割額 〇〇〇〇 円を 〇 月分から徴収するように義務です。			指定番号 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	③ 普通徴収 退職の日が1月1日 以降の場合は、一括 徴収をしてください。
備考							

給与所得者	住所	年税額	徴収済税額	未徴収税額	異動年月日	異動の事由	1月1日から退職時までの支払額
フリガナ -----	[1月1日現在] -----	円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 退職 2 転勤 3 休職 4 死亡 5()	[給与支払額] 円 [控除対象所得] 円
氏名 ----- [旧姓]	[風刺窓]		円	円			円
異動後の未徴収税額の徴収方法	1 一括徴収 一括徴収税額 〇〇〇〇 円は、 〇〇 月分で 〇 月 〇 日納入します。	2 特別徴収継続 新しい特別徴収義務 者の名称及び所在地	新しい特別徴収義務者には月割額 〇〇〇〇 円を 〇 月分から徴収するように義務です。			指定番号 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇	③ 普通徴収 退職の日が1月1日 以降の場合は、一括 徴収をしてください。
備考							

- * この異動届出書は、異動があった場合は直ちに提出してください。
- * この用紙は、コピーされたものを使用されても結構です。
- * 1月1日以降に給与の支払を受けなくなった方については、残りの税額を一括徴収するよう義務づけられています。死亡退職や残りの税額以上の給与支払額がないなど、特別な事情がない限り一括徴収をしてください。また、それ以外の方についても、できるだけ一括徴収をお願いします。
- * 特別徴収継続の場合は、新しい勤務先への連絡をお願いします。
- * 普通徴収の場合は、納付書により残りの税額を本人が直接納めるようになる旨を、本人へ伝えていただきますようお願いいたします。

⑤ 特別徴収依頼届出書

新たに就職（復職）し、新規に特別徴収を開始する従業員の方がいらっしゃる場合に提出していただく書類です。

 受付印 ○○町長様 平成25年 9月 9日		給与支払者 <small>(特別徴収対象者)</small>		名称 <small>(氏名)</small> 株式会社 ○○○○	担当者 課 総務課 氏名 ○○ ○○ 電話 0123-45-6789	指定番号 12345678
		所在地 <small>(住所)</small> ○○県○○町○○-○○	印	課 総務課		

以下の給与所得者について、普通徴収から特別徴収に変更をお願いします。

氏名	住所	年税額	特別徴収開始月	備考
○○ ○○	○○県○○町○○-○○	80,000 円	9 月	住民税 20,000 円納付済
		円	月	
		円	月	
		円	月	
		円	月	
		円	月	

* 納税義務者から普通徴収を特別徴収に切り替えたい旨の申し出があった場合は、普通徴収第1期の納期限（6月30日）までに提出してください。
 * 既に普通徴収にて納税された方及び普通徴収第1期の納期限を過ぎた場合については、システムの都合上切替えができませんので、今年度は普通徴収のままでお願いします。
 * この用紙は、コピーされたものを使用されても結構です。

⑥ その他の書類

(1) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

事業所が社名変更・住所変更した場合に提出していただく書類です。

(2) 特別徴収に係る町県民税の納期の特例に関する申請書、特別徴収に係る町県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

納期の特例（後述）を受ける場合、取りやめる場合に使用する申請書・届出書です。

(3) 退職所得納入内訳書

退職所得に係る特別徴収（後述）を行った場合に提出していただく書類です。

(4) 郵便局指定通知書

郵便局で特別徴収税額を納入する場合に、郵便局に提出していただく書類です。

納期の特例（年2回納入）

●給与の支払いを受ける人が常時10人未満の給与支払者で、「特別徴収に係る町県民税の納期の特例に関する申請書」を各市町村に提出し、承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から5月分までを6月10日までの年2回に分けて納入することができます。（地方税法321条の5の2）

※納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「市民県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の10日までに提出していただく必要があります。

特別徴収に係る町県民税の納期の特例に関する申請書

		平成 年 月 日 提出	
〇〇町長様	申請者	住所又は所在地	電話番号
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名印	印 特徴義務者指定番号
特別徴収に係る町県民税の納期の特例について承認を申請します。			
特例の適用を受けようとする税額		平成25年6月分以降の納期に係る町県民税特別徴収税額	
申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の人員 (内 臨時勤務者の人員をカッコ書きしてください。)	年 月	(人) 人	年 月
	年 月	(人) 人	年 月
	年 月	(人) 人	年 月
(1) 現に町税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (2) 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日			
役場処理欄	処理区分	却下の理由	
	承認 却下		

- * 納期の特例の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間の終月の翌月10日が納期限となります。
- * 納期の特例を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- (注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多能な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- * 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく特別徴収に係る町県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書を提出してください。
- * 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「町民税及び県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。

〇〇町役場 税務課 0123-45-6789

●承認を受けた後、給与の支払いを受ける人が常時10人未満でなくなった時は、「特別徴収に係る市県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を各市町村に届け出ていただく必要があります。

※届出のあった日以後の期間については、納期の特例は適用されません。(徴収月の翌月10日が納期限となります。)

特別徴収に係る町県民税の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

平成 年 月 日 提出

〇〇町長様	申請者	住所又は所在地		電話番号	
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名印	印	特徴義務者指定番号	
特別徴収に係る市県民税の納期の特例について下記のとおり届出します。					
納期の特例を取消する理由		1 納期の特例の必要がなくなったため 2 従業員が10名未満を超えたため 3 その他 上記の必要事項の記入をお願いします。			
役場処理欄	処理区分	却下の理由			
	承認 却下				

退職所得に係る個人住民税の特別徴収

- 退職手当等が支払われ、退職所得に所得税が課税された場合には、支払者は、当該退職所得に係る住民税額を計算し、当該退職手当等から天引きして納入（特別徴収）することとされています。（退職所得にかかる住民税は、毎月の個人住民税の給与天引き分とは分けて考えます。）
- 退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村に納入する必要があります。
- 退職所得の金額（平成25年1月1日以降に退職した場合の計算）

- ① 退職所得の金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2
（1,000円未満の端数切捨て）
- ② 退職所得控除額の計算
 - ア．勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
 - イ．勤続年数が20年を超える場合
70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

※なお、退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障がい者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記ア又はイの金額に100万円を加算した金額が控除されます。

※平成24年12月31日以前に退職した場合は、計算方法が異なります。

- 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%（市町村税6%と県民税4%）を適用して計算します。

退職所得の金額	×	税率		＝	税額	
（収入金額－退職所得 控除額※）×1/2		市町村民税	県民税		市町村民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

※特別徴収すべき税額(市町村民税、県民税)に、100円未満の端数がある場合は、100円未満の端数を切り捨てます。

●退職所得に係る特別徴収税額の納入方法

退職所得に係る特別徴収税額は、1ヶ月分をまとめ、納入書の裏面の「納入申告書」に記載のうえ、給与から差し引いた特別徴収税額と一緒に納入していただきます。

(表面)

〇〇県 〇〇町 領収証書		〇〇県 〇〇町 納入書		〇〇県 〇〇町 納入済通知書	
市区町村コード 1 2 3 4 5 6	口座番号 12345678	加入者名 株式会社 〇〇〇〇	市区町村コード 1 2 3 4 5 6	口座番号 12345678	加入者名 株式会社 〇〇〇〇
納入金額(1) 69000	給与分 122300	退職所得分 122300	納入金額(1) 69000	給与分 122300	退職所得分 122300
延滞金 0	合計額 191300	延滞金 0	延滞金 0	合計額 191300	合計額 191300

(裏面)

町民税 納入申告書	
〇〇町長様 平成25年 7月10日 提出	
退職手当等支払金額	平成24年 6月分 人員 2人 + 千 百 十 万 千 百 十 円 1 4 2 2 3 6 3 2
特別徴収税額	市町村民税 7 3 4 0 0 道府県民税 4 8 9 0 0
地方税法第50条の6及び第28条の8第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は 〒123-4567 所在地 〇〇県〇〇町〇〇-〇〇	(受付者) 氏名又は 株式会社 〇〇〇〇 名称 印

「納入金額」欄(1)の印字済みの税額を見え消しし、「納入金額」欄(2)の「給与分」欄には給与から天引きした税額を、「退職所得分」欄には退職手当等から天引きした金額を記入し、その合計を「合計額」欄に記入します。

住民税を徴収する月と徴収対象の人数を記入します。

支払われる退職手当の総額を記入します。

算出された市民税・県民税の税額を記入します。(この合計額が、表面の「退職所得分」欄に入ります。)

特別徴収義務者の、郵便番号、住所、名称を記入します。

※会社の役員が退職し、退職手当等を支払った場合は、源泉徴収税額及び特別徴収税額に納入する金額がない場合であっても、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」に記載のうえ、市町村に提出しなければならないことになっています。

※退職所得の特別徴収税額の計算方法が不明な場合は、税務担当課までお問い合わせください。

特別徴収のQ&A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とは何ですか。

A1 事業者（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（市町村民税＋県民税）を天引きし、従業員の方に代わってその課税をした市町村に納入する制度です。

Q2 特別徴収の手順はどうなりますか。

- A2
- 1 毎年1月末までに市町へ給与支払報告書を提出してください。
 - 2 市町において個人住民税の税額の計算をします。
 - 3 事業者に対して、従業員の方が1月1日現在住んでいた市町村から毎年5月31日までに「特別徴収税額決定通知書」が送付されます。
 - 4 特別徴収税額決定通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額（年税額及び毎月の額）が記載されていますので、毎月の給与から、記載された月割額を徴収（天引き）してください。
 - 5 特別徴収（天引き）した個人住民税は、翌月の10日までに当該市町村に納入してください。

Q3 今まで特別徴収をしなくてもよかったのに、何が変わったのですか。

A3 地方税法の規定により、各市町村は、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については特別徴収をしていただく必要がありました。

Q4 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A4 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくために御理解と御協力をお願い致します。

Q5 すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか。

A5 本来、給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則、個人住民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。ただし、次の場合については、普通徴収とすることができます。

- 1 総受給者数が2人以下
- 2 他の事業所で特別徴収されている
- 3 給与から税額が引ききれない

- 4 給与支払日が不定期
- 5 事業専従者
- 6 退職予定者
- 7 退職者

※総受給者数とは、市町村単位での人数ではなく事業所全体の従業員数をさします。
なお、上記の要件に該当する場合であっても、特別徴収にすることをお勧めします。

Q6 熊本県外から通勤している従業員についてはどうしたらよいですか。

A6 原則としては特別徴収をしなければなりません。他県でもこの取組を始める市町村が増えてきていますので、該当の市町村へお問い合わせください。

Q7 どうして他都道府県の市町村からは特別徴収義務者として指定されないのですか。

A7 法令で定められているため、本来であれば指定しなければならないことです。他の市町村で指定されていない場合は、指定が漏れている可能性があるため該当する市町村へお問い合わせください。

Q8 従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが。

A8 法定要件に該当するすべての事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員の方が個々に徴収区分を選択することは認められていません。

Q9 パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければなりませんか。

A9 パートや非常勤職員であることに関わらず、所得税の源泉徴収義務があり4月1日現在在職されている人はすべて特別徴収の対象となります。しかし、近いうちに退職する予定がある人は、はじめから普通徴収にすることができますので、個人住民税の普通徴収への切替書を提出してください。

Q10 4月に退職した職員がいます。この職員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どのように手続きしたらよいですか。

A10 退職の異動届を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に御提出ください。

Q11 所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか。

A11 所得税と個人住民税では税額の計算も異なるので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

Q 1 2 2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか。

A 1 2 原則として、前年の給与収入額が大きい方の事業所が特別徴収義務者として指定されますが、双方の事業所及び市町村と協議の上でどちらか一方に決定します。

Q 1 3 毎月、市町村に住民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか。

A 1 3 従業員数が常時10人未満である事業所は、市町村長の承認を受けて、年12回の特別徴収税額の納期を年2回とすることができます。つまり、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。

※当該市町村の徴収金の滞納があり、納入に支障が生ずる恐れがあると認められる場合は、申請が却下されることがあります。

Q 1 4 住民税は事業者が計算しなくてもよいのですか。

A 1 4 はい。住民税額の計算は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書等に基づき、各市町村で行って通知しますので、給与から天引きする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように、年末調整をする手間もありません。

Q 1 5 特別徴収を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか。

A 1 5 特別徴収義務者として指定された事業者が、従業員の方から徴収すべき税額を放棄又は滞納した場合は、特別徴収義務者に対して、納期限後20日以内に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うこととなります。また、事業者として滞納がある場合、従業員の方が納税証明書を取得できないなどの不利益を被ることがあります。

Q 1 6 事業不振のため、特別徴収した個人住民税を納期限内に納税できないのですがどうしたらよいですか。

A 1 6 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員の方からの預り金であり、事業資金ではありませんので、このような場合にも必ず市町村に納入してください。

Q 1 7 4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切替えることはできますか。

A 1 7 対象となる従業員の方が事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨を御連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切替えることができます。